

鳥取県食品加工施設整備補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県食品加工施設整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

- (1) 食品産業事業者 食品の製造等を行う中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は農業協同組合等）をいう。
- (2) 誘致企業 県内自治体の誘致により進出協定等を締結し、鳥取県内に事務所又は工場を立地した企業をいう。
- (3) 補助事業 別表の第1欄に掲げる事業をいう。
- (4) 補助事業者 補助事業を実施する者をいう。
- (5) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（雇用契約において定められた1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、鳥取県内に住所を有するものをいう。
- (6) 県内産 産地が鳥取県内であるもの、または加工地が鳥取県内であるものをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内に不足する農産物加工施設を新・増設する企業に対して、加工施設新・増設に必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成することで、県内食品加工業におけるバリューチェーン（付加価値連鎖）の構築を促し、もって地域農産物の生産振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、補助事業者が行う補助事業について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表の第4欄に掲げる割合（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（上限は別表の第5欄に掲げる額とする。）とし、補助事業実施期間は、36月以内とする。
- 3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 4 本補助金の利用に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨に基づき、鳥取県内事業者への発注に努めるものとする。

(補助要件)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業であること

- (2) 新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること
- (3) 新・増設する加工施設・機械設備について次のいずれかを事業計画終了時において達成していること
 - ①加工原料である農産物について仕入れ金額の30%以上を県内産とすること
 - ② 県内に事業所を有する事業者からの受託生産額割合を30%以上とすること
- (4) 事業計画期間中に新・増設に係る加工施設について30,000千円以上の補助事業に関する投資をすること ※ただし、リースについては物件価格とする
- (5) 事業計画終了時において補助事業に係る従業員を1人以上新規雇用すること
- (6) 県内に不足している以下の加工形態を行う施設であること
 - ①洗浄、皮むき、カット型
 - ②冷凍、そうざい型
 - ③粉末、乾燥型
 - ④搾汁、糖加型
 - ⑤飲料型 ※ただし、清酒生産は除くものとする
 - ⑥酢醸造型
 - ⑦エキス抽出型
 - ⑧包装、パック、ボトリング型

(申請書の提出)

第6条 申請者は、規則第5条の交付申請書を知事が定める期日までに提出するものとする。

- 2 前項の申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は様式第1号によるものとする。
- 3 申請者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する交付申請書の提出を受けた場合には、次条に定める基準に基づき審査を行い、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式第2号により交付申請を受けた日から30日以内に申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知にあたっては、必要に応じ条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えることができる。
- 3 申請者は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

(審査基準)

第8条 前条第1項の交付決定は、次の各号をすべて満たす場合に行うものとする。

- (1) 様式第1号の事業計画書に記載された内容が、第5条の補助要件を満たすものであること
- (2) 事業計画書に記載された経費が、実施内容を遂行するために適正な経費であると認められるものであること
- (3) 申請書に記載された実施内容が、関係法令に違反しないこと
- (4) 申請書に記載された実施内容が、公序良俗に反しないこと

(交付決定をしない場合)

第9条 第8条の規定にかかわらず、知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(進捗状況の報告)

第10条 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による各年度の進捗状況を、翌年度の4月15日までに、様式第3号により知事に報告しなければならない。

(現地調査)

第11条 知事は、前条の報告があったときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行わせることとする。

- 2 規則第20条第1項の申出は、様式第4号により行うものとする。

(承認を要しない変更等)

第12条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更

- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第14条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は、原則として鳥取県の一会計年度に1回に限り補助事業にかかる経費について現地調査前の補助金の概算払(以下「調査前概算払」という。)を行うことができるものとし、その金額は、3,000千円以上とし、補助事業者が申請する額とする。

- 3 知事は、前項の規定による調査前概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、調査前概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
- 4 補助事業者は、調査前概算払を受けようとするときは、様式第7号の調査前概算払請求書、様式第8号の委託経費支出計画書、概算払を受けて発注する予定の施設、機械設備の見積書及び次項に定める専用口座の写しを知事に提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、調査前概算払を受けようとするときは、本補助金にかかる専用口座を設けるものとし、補助事業期間中は当該口座を調査前概算払の受け入れ、補助対象経費の支払い及び補助事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に用いてはならない。
- 6 知事は、調査前概算払の請求を受けたときは、その内容を審査し適切と認められる場合、調査前概算払を行うことができる。

(補助事業終了後の実施状況報告)

第15条 補助事業終了後においても3年間の事業計画が終了するまでは、様式第9号による実施状況報告を行うものとする。さらに3年間の事業計画終了時において、第5条に掲げる補助要件の目標に対しての実績が次の表に右欄の数値に満たない場合は、様式第9号による実施状況報告を下表右欄の定める割合に達成するまで行うものとする。ただし、補助事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする。

第5条第3号①	21%
第5条第3号②	21%※
第5条第4号	30,000千円
第5条第5号	1人

※受託生産を受けた企業のうち県内に事業所を有する企業が5割以上の場合はこの限りでない。

- 2 前項の報告は、補助事業終了後の翌年以降、毎年6月30日までに行うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、条件、その他この要綱に基づく処分等に違反したとき。
- (3) その他補助事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき。

- 2 前項の補助金の返還は、当該命令のなされた日から起算して15日以内に行わなければならないものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(収益納付)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(提出書類の部数等)

第18条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とする。

(雑則)

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成31年3月27日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
<p>鳥取県食品加工施設整備事業</p>	<p>県内に事業所を有する 食品産業事業者 又は 誘致企業</p>	<p>食品加工に係る施設・機械整備費（ただし、工事請負費及び委託費については、県内事業者が施行を行ったものに限り、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。）等 ※1 水産加工、畜産加工に係るものは除く ※2 事務用品は除く ※3 リース料も対象とする。</p>	<p>3分の1以内</p>	<p>35,000千円</p>

補助事業（変更）実施計画書

1 実施主体の概要

- | |
|-------------------|
| (1) 企業名 |
| (2) 代表者職・氏名 |
| (3) 所在地 |
| (4) 電話番号・ファクシミリ番号 |
| (5) メールアドレス（担当者） |
| (6) 担当者職・氏名 |
| (7) 業種 |
| (8) 資本金・出資金（千円） |
| (9) 従業員数（人） |

2 事業の概要について

(1) 事業計画名（実施する事業全体を包括する名称を記載すること）

(2) 事業全体の実施日程（交付決定日以前に着手した事業、終了予定日以降に実施した事業は補助対象とならないので記載にあたって注意すること。）
--

① 事業計画期間（施設整備開始から3年間）

〔開始予定日〕

〔終了予定日〕

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

② 補助事業期間（施設整備が終了するまでの期間）※最長3年間

〔開始予定日※〕

〔終了予定日（支払行為も含む）〕

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

※交付決定日が開始予定日より遅くなった場合は、開始（予定）日は交付決定日となります。

(3) 他の補助金の活用の有無 有・無

※他の補助金の活用の有無について、「有」・「無」のいずれかに○をすること。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(4) 事業実施に至った経緯、これまでの取組状況

(5) 事業概要

3 実施内容

(1) 生産計画

[加工類型]
 ① 洗浄、皮むき、カット型 ② 冷凍、そうざい型 ③ 粉末、乾燥型 ④ 搾汁、糖加型
 ⑤ 飲料型 ⑥ 酢醸造型 ⑦ エキス抽出型 ⑧ 包装、バック、ボトリング型

① 自社製品製造の場合

(金額単位: 千円)

【1年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	想定仕入先
計	—		—		—						—

【2年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	想定仕入先
計	—		—		—						—

【3年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	想定仕入先
計	—		—		—						—

[加工類型]

- ① 洗浄、皮むき、カット型 ② 冷凍、そうざい型 ③ 粉末、乾燥型 ④ 搾汁、糖加型
 ⑤ 飲料型 ⑥ 酢醸造型 ⑦ エキス抽出型 ⑧ 包装、パック、ボトリング

②他社からの受託加工の場合

(金額単位:千円)

【1年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	想定受注先
計	—		—			

県内に事業所を有する企業
からの受託生産額割合(%)

【2年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	想定受注先
計	—		—			

県内に事業所を有する企業
からの受託生産額割合(%)

【3年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	想定受注先
計	—		—			

県内に事業所を有する企業
からの受託生産額割合(%)

(2) 設備整備計画

年次	整備内容		工期		機械・施設の設置・保管住所	用途
	機械・施設名 (規模、台数等)	事業費 (単位：千円)	着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日		
1年目						
小計	—		—	—	—	—
2年目						
小計	—		—	—	—	—
3年目						
小計	—		—	—	—	—
合計	—		—	—	—	—

(単位：円)

年次	事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)	負担区分		備考
			県補助金	自己負担 (借入金を含む)	
1年目					
2年目					
3年目					
計					

鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）に関する質問

上記設備整備計画に工事請負費及び委託費がある場合、その発注先は鳥取県内の企業か？

はい ・ いいえ

「いいえ」の場合、県内事業者へ発注が困難である理由

(3) 機械・施設等の利用計画

機械・施設名	規模・台数	管理運営 従事者	利用(稼動)期間	施設運営に係る 収入/年間(千円)	施設運営に係る支 出/年間(千円)
		職員 人 パート 人			

対象作目	稼動計画 (処理量) / 年間

- (注) 1 機械・施設等ごとに作成すること。
2 処理量は機械・施設等に応じて、(t・千円)等を記入すること。

(4) 経営計画及び資金計画

		直近期末 (年 月期)	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)
売上高 (A)					
売上原価 (B)					
売上総利益 (A) - (B)					
販売費及び一般管理費					
営業利益 (C)					
営業外費用 (D)					
経常利益 (C) - (D)					
設備投資額 (E)					
運転資金 (F)					
	普通償却額				
	特別償却額				
減価償却費					
従業員数					
資金 調 達 額 (E) + (F)	政府系金融機関借入	—			
	民間金融機関借入	—			
	自己資金	—			
	補助金	—			
	その他	—			
合 計		—			

※1 添付書類

- (1) 企業概要 (パンフレット等でも可)
- (2) 交付申請直近1期の決算書
- (3) 県税納税証明書

※2 それぞれの欄には、申請事業者の決算期時点の数値を記入すること

様

鳥取県知事



年度鳥取県食品加工施設整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県食品加工施設整備補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県食品加工施設整備補助金交付要綱（平成24年10月12日付第201200107538号鳥取県知事通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

報 告 者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

印

年度鳥取県食品加工施設整備補助金に係る補助事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に係る 年3月31日現在の遂行状況について、鳥取県食品加工施設整備補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

1 補助事業の進捗状況

実施計画名	
進捗概要	
今後の予定	

2 予算の執行状況

(単位：円)

交付決定	算定基準額	交付決定額
前年度までの実績		
本年度実績 (～月日)		
今後の執行見込み		

〔添付書類〕直近1期の決算書（申請時に添付したものと同一の場合は不要）

3 設備整備状況

No.	整備内容		工期		機械・施設の 設置・保管住所
	施設名	事業量 (規模、台数等)	着工 年月日	竣工 年月日	

No.	総事業費	負担区分			融資先		備考
		県補助金	自己資金	その他	金融機関名	償還年数	
計							

4 機械・施設等の利用状況

構造・規格	規模・台数	管理運営 従事者	利用(稼動)期間	施設運営に係る 収入/年間(千円)	施設運営に係る支 出/年間(千円)
		職員 人 パート 人			

対象作目	稼動計画 (処理量) /年間	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

- (注) 1 機械・施設等ごとに作成すること。
2 処理量は機械・施設等に応じて、(t・千円)等を記入すること。

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」・「無」のいずれかに○をすること。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

6 生産状況

【加工類型】

- ① 洗浄、皮むき、カット型 ② 冷凍、そうざい型 ③ 粉末、乾燥型 ④ 搾汁、糖加型
 ⑤ 飲料型 ⑥ 酢醸造型 ⑦ エキス抽出型 ⑧ 包装、パック、ボトルング型

① 自社製品製造の場合

(金額単位:千円)

【1年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						仕入先
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	
計	—		—		—						—

【2年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						仕入先
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	
計	—		—		—						—

【3年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						仕入先
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	
計	—		—		—						—

[加工類型]

- ① 洗浄、皮むき、カット型 ② 冷凍、そうざい型 ③ 粉末、乾燥型 ④ 搾汁、糖加型
 ⑤ 飲料型 ⑥ 酢醸造型 ⑦ エキス抽出型 ⑧ 包装、パック、ボトリング

②他社からの受託加工の場合

(金額単位:千円)

【1年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	受注先	
							県内に事業所を有する企業 からの受託生産額割合(%)
計	—		—				

【2年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	受注先	
							県内に事業所を有する企業 からの受託生産額割合(%)
計	—		—				

【3年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	受注先	
							県内に事業所を有する企業 からの受託生産額割合(%)
計	—		—				

鳥取県知事 様

住所
申請者 氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県食品加工施設整備補助金の支払に係る申出書

年 月 日 第 号による交付決定に係る鳥取県食品加工施設整備補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

(単位： 円)

補助事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	資金計画書

補助事業実施報告書

1 実施主体の概要

(1) 企業名
(2) 代表者職・氏名
(3) 所在地
(4) 電話番号・ファクシミリ番号
(5) メールアドレス（担当者）
(6) 担当者職・氏名
(7) 業種
(8) 資本金・出資金（千円）
(9) 従業員数（人）

2 事業の概要について

(1) 事業計画名（実施する事業全体を包括する名称を記載すること）
(2) 事業全体の実施日程 〔開始日〕 年 月 日 ～ 〔終了予定日〕 年 月 日
(3) 実施結果概要
(4) 補助事業上の目標達成状況
(5) 今後の展開及び課題
(6) 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無 ※他の補助金の活用の有無について、「有」・「無」のいずれかに○をすること。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

〔添付書類〕直近1期の決算書（申請時又は進捗状況報告時に提出したものと同一の場合は不要）
様式5-1（機械・施設等情報公開承諾書）ただし、補助事業者が受託加工を行う場合に限る

3 設備整備結果

No.	整備内容		工期		機械・施設の 設置・保管住所
	施設名	事業量 (規模、台数等)	着工 年月日	竣工 年月日	

No.	総事業費	負担区分			融資先		備考
		県補助金	自己資金	その他	金融機関名	償還年数	
計							

4 機械・施設等の利用結果

構造・規格	規模・台数	管理運営 従事者	利用(稼動)期間	施設運営に係る 収入/年間(千円)	施設運営に係る支 出/年間(千円)
		職員 人 パート 人			

対象作目	稼動計画(処理量)/年間	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

- (注) 1 機械・施設等ごとに作成すること。
 2 処理量は機械・施設等に応じて、(t・千円)等を記入すること。

5 生産状況

[加工類型]
 ① 洗浄、皮むき、カット型 ② 冷凍、そうざい型 ③ 粉末、乾燥型 ④ 搾汁、糖加型
 ⑤ 飲料型 ⑥ 酢醸造型 ⑦ エキス抽出型 ⑧ 包装、パック、ボトリング型

① 自社製品製造の場合

(金額単位: 千円)

【1年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	仕入先
計	—		—		—						—

【2年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	仕入先
計	—		—		—						—

【3年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	仕入先
計	—		—		—						—

[加工類型]

- ① 洗浄、皮むき、カット型 ② 冷凍、そうざい型 ③ 粉末、乾燥型 ④ 搾汁、糖加型
 ⑤ 飲料型 ⑥ 酢醸造型 ⑦ エキス抽出型 ⑧ 包装、パック、ボトリング

②他社からの受託加工の場合

(金額単位:千円)

【1年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	受注先
計	—		—			
県内に事業所を有する企業からの受託生産額割合(%)						

【2年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	受注先
計	—		—			
県内に事業所を有する企業からの受託生産額割合(%)						

【3年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	受注先
計	—		—			
県内に事業所を有する企業からの受託生産額割合(%)						

鳥取県知事 様

申請者 住所
名 称
代表者役職
代表者氏名

印

鳥取県食品加工施設整備補助金により整備した機械・施設等情報公開に係る承諾書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知があった補助金により整備した機械
設備情報について下記の内容を公開することを承諾します。

記

1	実施主体概要	様式5「1 実施主体の概要」と同内容
2	認証・資格等	
3	主要取引先	
4	主要商品	
5	機械・設備	
6	加工可能食材 (最低ロット)	
7	特 色 (得意技術)	

鳥取県知事 様

所在地
名称
代表者名



平成 年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県食品加工施設整備補助金交付要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)}$$
 金 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住所
 名 称
 代表者役職
 代表者氏名

印

年度鳥取県食品加工施設整備補助金に係る調査前概算払請求書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた鳥取県食品加工施設整備補助金について、鳥取県食品加工施設整備補助金交付要綱第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付決定額	円
支払希望額	円
支払希望時期	年 月 日
調査前概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種 別： 口座番号： ふりがな 口座名義：
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第8号 委託経費支出計画書 ・概算払を受けて発注する予定の施設・機械設備の見積書 ・専用口座の写し

委託経費支出計画書

(単位：円)

機械・施設名	事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)	補助金額	支出時期 (年月日)
計				

鳥取県知事 様

報 告 者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

印

年度食品加工施設整備補助金に係る実施状況報告書（補助事業終了後）

年 月 日付第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に係る
平成 年3月31日現在の遂行状況について、食品加工施設整備補助金交付要綱第15条の規定によ
り、別紙のとおり報告します。

別紙

1 事業の進捗状況

実施計画名	
進捗概要	
今後の予定	

2 設備整備状況

No.	整備内容		工期		機械・施設の 設置・保管住所
	施設名	事業量 (規模、台数等)	着工 年月日	竣工 年月日	

No.	総事業費	負担区分			融資先		備考
		県補助金	自己資金	その他	金融機関名	償還年数	
計							

3 機械・施設等の利用状況

構造・規格	規模・台数	管理運営 従事者	利用(稼動)期間	施設運営に係る 収入/年間(千円)	施設運営に係る支 出/年間(千円)
		職員 人 パート 人			

対象作目	稼動計画(処理量)/年間	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

- (注) 1 機械・施設等ごとに作成すること。
2 処理量は機械・施設等に応じて、(t・千円)等を記入すること。

4 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」・「無」のいずれかに○をすること。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

5 生産状況

【加工類型】

- ① 洗浄、皮むき、カット型 ② 冷凍、そうざい型 ③ 粉末、乾燥型 ④ 搾汁、糖加型
 ⑤ 飲料型 ⑥ 酢醸造型 ⑦ エキス抽出型 ⑧ 包装、パック、ボトリング型

① 自社製品製造の場合

(金額単位:千円)

【1年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						仕入先
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	
計	—		—		—						—

【2年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						仕入先
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	
計	—		—		—						—

【3年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	製造				原材料						仕入先
	加工製品	製造量(t)	平均単価	生産額	原料作目	材料費	県内産材料費	割合(%)	県外産材料費	割合(%)	
計	—		—		—						—

[加工類型]

- ① 洗浄、皮むき、カット型 ② 冷凍、そうざい型 ③ 粉末、乾燥型 ④ 搾汁、糖加型
 ⑤ 飲料型 ⑥ 酢醸造型 ⑦ エキス抽出型 ⑧ 包装、パック、ボトリング

②他社からの受託加工の場合

(金額単位:千円)

【1年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	受注先
計	—		—			

県内に事業所を有する企業
からの受託生産額割合(%)

【2年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	受注先
計	—		—			

県内に事業所を有する企業
からの受託生産額割合(%)

【3年目】

類型 <small>※表上の類型か ら選択</small>	加工製品	受託量(t)	平均単価	受託生産額	うち県内に事業所 を有する企業から の受託生産額	受注先
計	—		—			

県内に事業所を有する企業
からの受託生産額割合(%)